

## 子どもの問題行動の背景 — 家族システムの治療的考察 —

打 田 信 彦

### The Background Causes of Problematic Behavior in Youth — A Discussion of Family Systems Therapy —

Nobuhiko UCHIDA

Physical abuse and neglect by the natural mother are the most common forms of child abuse. One of the factors resulting in these forms of abuse is a lack of understanding regarding children and child rearing. Also, abuse is a sign that a mother seeks child-rearing support. Lack of participation by fathers (in child-rearing) is another contributing factor.

Problematic behavior arises where, as a result of inappropriate child-rearing by a parent or guardian, a child grows up with a negative self-image based on the belief that "I am scolded because I am bad", which subsequently manifests itself at puberty, the period of rebellion, as a "scream" in which the child's own will bursts forth.

A child's growth can be divided into the three stages of early childhood, childhood, and puberty. The goal of child-rearing is to enable a child to be socially self-reliant, or to participate in society.

In recent years, serious incidents involving children at the age of social independence have been noticeably publicized in the media. The relationships within the family in which the children have grown up are important factors in bringing about such incidents. Supporting parents and changing their perspectives in order to help children recover has shown to be effective in solving these parent-child problems in child-rearing. We will discuss family system therapies based on this method.

**Key words** : 子どもの育ち 社会的自立 子どもの問題行動  
不適切養育 自己否定感

#### はじめに

子ども虐待の中で最も多いのは実母による身体的虐待とネグレクトである。その背景には、親が「子どもを知らない」「子どもの育ちを知らない」ということがあり、これは母親の子育て支援を求めるサインでもある。さ

らにもう一方では、父親が子育てに参加しないという課題も存在する。子どもの問題行動は、親（または養育者）の不適切な養育から、子どもが「自分が悪いから叱られる」と自己否定感を持って育ち、思春期（反抗期）になって、自分の思いを爆発させた「叫び」である。子どもの育ちは、幼児期・児童期・思春期（反

抗期)の3期に分けることが出来る。子育ての目標は、我が子を社会的に自立させることであり、または社会参加させることである。近年、社会参加しなければならない年齢での大きな事件が、メディアでしばしば報道されている。このような事件の背景には、子どもが育った家族関係が大きく作用している。こうした子育てにおける親子関係の問題を解決する方法として、親をささえ、親の視点を少し変えることで子どもの立ち直りが有効となる。本稿は家族システムの治療的考察をすすめていくものである。

## 第1章 子どもの問題行動の背景

### 【児童期の問題】

被虐待児は『親からひどい体罰を受けたり放任されているのでびくびくし、ルーズであったりすることが多く、子どもたちの中で対等にふるまうことが難しい。親からは不適切な養育を受け、子ども仲間からもいじめに遭うという、まるっきり「立つ瀬のない」ところに追いこまれて』<sup>(1)</sup> しまっている。親など保護者から「折檻や、無視、偏った食事、あるいは学校に行かせないというような事実があれば、なるべく早い時期に、学校から親に対して忠告や指導があつてしかるべきだと思われる。」そして『親に対して指導の必要があるという共通認識が持たれた場合、担任教師以外のアドバイザーが、「育て方を工夫する必要がある。今のやり方を改善しないと、将来、本人に悪影響が出る危険性が高い」ということを告げるのがよい』<sup>(2)</sup> ように思われる。

被虐待児が、『問題行動を頻発させるというかたちで子どもが「虐待」や「不適切養育」を告発する前に、できるだけ手を打つことが必要である。そのときは、役割を分担して、

チームワークでいくことがうまくやるコツだ』<sup>(3)</sup>と思われる。スクール・ソーシャルワークの手法の導入である。朝日新聞(2008年7月6日朝刊)は、スクールソーシャルワーカー(SSW)を学校に配置する地域が増えていると報道した。

これからは子どもにかかわる全てのことを、学級担任が対応するのではなく、スクール・ソーシャルワークの視点で社会福祉士のかかわりが求められているといえる。

### 【思春期以降の問題】

子どもは育ちの段階で、それまでの養育に積み残しがあると、愛着障害が生じる。結果、望ましいかたちで親から離れ、社会的な自立や社会参加をすることが難しくなる。藤川も「この時期の過剰な体罰は、養育者側にも一定の覚悟が必要である。小さい時期から常態として体罰が行われていた場合は、体力的に対等になった時期に反撃が予想される。父から子への体罰が、子から母への暴力になって返されることもないわけではない。」<sup>(4)</sup> といっている。強者から強者ではなく、弱者だった者がより弱者を攻撃する形である。

本来、体罰(虐待)としつけは違うものであるが、親は子どもへの虐待をしつけとすることがある。虐待をなかなか認めようとしないのである。体罰(虐待)を受け、心が傷ついた子どもは、『極端に内向的な性格であったり、友だちを作ることが苦手だと、嫌なことから自分を守るために、「不登校」や、さらには「引きこもり」という手段を使う。世間にいる子どもと全く違う行動をとるので、親は驚いて腫れ物にさわるような態度をとってしまいがちだ。すると、子どもの側は大変な暴君となって、わがまま勝手な生活を送り始める』<sup>(5)</sup>、子どもは「現実世界に背を向けてしまひ、それでいて家族を隠然と支配してい

くのである。そうすると、虐待者はむしろ子どもの方だと思えることがある<sup>(6)</sup>、それ以上に『非行を犯したときに、なぜその行為がいけないのかを説明することもなく、「ダメ」と叱ることもせず、だからといってかばうわけでもなく、面倒になって無視してしまうということが起きる。この「無視」というのが、予後の悪さにつながるように思う。』<sup>(7)</sup>子どもは親に関心を持ってほしいのである。

『非行に繋がる虐待あるいは不適切養育の中身は、「体罰」ではなく、「関心の欠如」や「非一貫性」でかなり括ることができる』<sup>(8)</sup>のである。

そうした場合、児童相談所は親子分離（母子分離）のために、施設を利用することがある。それは親子の関係性に課題があるからである。

育ちの段階で親子のズレが生じている場合の親子分離は、親は子どもにうらまれるのではないかと不安を持っている。しかし、子どもは親と離れることで親を見直し、家族を見直す機会を得ることになるのである。

筆者は児童自立支援施設で、何人ものそうした事例に接してきたが、この親子分離は家族再統合のための親子分離なのである。施設職員は入所した子どもの変容を促し、成長を期待するようなかかわりをする。親の方にも歩みよりが必要で、親は子どもを見る視点を少し変える必要がある。そうして親子で会話が出来るとなると関係は相当に改善されてきたといえる。

（後述インタビューの項参照）

#### 不適切なかかわりの事例：1（中学3年生女子）

子育ては、父母の共同作業であるはずである。ところが筆者が児童自立支援施設<sup>(9)</sup>で担当した事例で、「父親は好きだけど、

母親は大嫌い」、そして「問題を起こすのは母親への仕返し」だ、と言った子どもがいた。

#### 【親へのメッセージ:子どもの本当の気持ち】

私が今までお世話になった人は、お父さん・お母さんです。小さい頃から育てるのは大変だったと何度も聞いた。私はこわがりやで、ハエが飛んでいただけで、ギャーギャー泣き、夜はなかなか寝なくて、1人でいるとすぐに泣いて・・・他の子より倍くらい大変だったようです。

小学校から中学校まで親に迷惑ばかりかけました。でも、世話にはなったけど、その反対に嫌な事もたくさんありました。何度も自殺しようと思ったこともありました。

今、思い出すと腹がたちます。その時、毎日のように「悪くなって、いつか仕返ししよう。」とっていました。それが6年生の時、やっとかないました。それからどんだんエスカレートしていき私は満足でした。

今まで私がやってきたことは、小さな頃からいつかやろうと思っていたことばかりです。一番楽しかったのは、親が困ったり泣いたりしている時でした。

この両親に子どもの気持ちを話して心の整理をする意味で、それぞれに思いをまとめてもらった。

#### 【母親の気持ち】

あの子の眼には、あのように写っていたことは、本当に可哀想な育て方をしていたと思っています。

私は短気なので、あの子がすぐに何でも行動に移さないことで怒ってばかりで、子どもは言う間がなかったのかも知れません。

どこの家庭でも母親はうるさいと言うこ

とはあると思いますが、私にはそれにプラス怒るというおまけつきだったことで、余計に反発していたと思います。自分が育てなければ、父親は何もしてくれないといつも感情的なかかわりをしていたと思います。

### 【父親の気持ち】

私は父親を早くに亡くし、母親の手で育てられました。母親はたくさんの子どもを育てるのに必死だったと思います。そのことが小さいながらも分かっていました。母親のありがたみ、母親の偉さは誰にも負けないくらい分かっているつもりです。しかし、残念なことに私は父親の役目を勘違いしていたように思います。<sup>(10)</sup>

このように自分自身の成長期に父親モデルがなく、自分が父親としてどう行動したらいいのか分からなかったので、子育てのことは母親に任せていたと吐露された。

事例1の中学3年生女子に、「自分の願い」を聞くと《赤ちゃんからやり直しをしたい》と言った。

彼女は逸脱行為をして母親を困らせているが、心の中では「やり直したい」という思いでいたことに、筆者は驚きこの言葉は強く印象に残っている。児童自立支援施設でかわった子どもたちには、本人の「立ち直り」を期待し、その子が親になった時、「自分の子に適切にかかわれる」よう指導をしていきたいという思いがある。すなわち、本人の立ち直りとこの子で世代間連鎖を断ち切りたいと強く願ったのである。そして、これから子育てをする多くの人たちに、「子どもの育ち」と「子どもの育ちに合った接し方の重要性」を伝えたいと思うのである。

## 第2章 非行少年と家族支援

非行少年に対する児童自立支援施設の対応は、問題行動を起こした後からであり、多くの時間とエネルギーを必要とする。「昨今の児童自立支援施設の状況は、過半数の施設が交替制に移行していますが、子どもたちと家庭的な温かい関係を保持し、大切にしている福祉教育的な手法は少年院の手法とは明らかに違いがあります」<sup>(11)</sup>と小田島（北海道家庭学校校長）は、児童自立支援施設と少年院の差異について言っている。しかし、少年法での家族支援に対する取り組みを参考にしたい点がある。

家庭裁判所調査官の取り組みは「面接を主な援助方法として、少年に個別に働きかけることを中心に行っていた。さらに、家族療法等の知見を取り入れ、親子関係や家族関係について働きかけるようになってきた。」それは、「保護者を非行の原因としてとらえるのではなく、非行から回復するために有効な資源と位置づけて潜在能力を開発する努力をしている。」<sup>(12)</sup>この点は学ぶべきである。

2000年、少年法は、第25条2に家庭裁判所又は調査官による保護者に対する措置を以下の通りに新設した。

### 〔保護者に対する措置〕

「家庭裁判所は、必要があると認めるときは、保護者に対して、少年の監護に関する責任を自覚させ、その非行を防止するため、調査又は審判において、自ら訓戒、指導その他の適当な措置をとり、又は家庭裁判所調査官に命じてこれらの措置をとらせることができる。」とし、「保護者がより深い問題を抱えている場合、監護能力の低いことを責めるだけでは実効性がなく、むしろ保護者を援助して監護意欲を引き出し、問題解決のための具体策をとらせたり、あるい

は執行機関の処遇や社会資源の活用につなげるのが重要である」<sup>(13)</sup>。ここに書かれているように「監護意欲を引き出す」という考えは、保護者とかがかわる時に大切である。保護者の中には誰にも受け入れてもらえない寂しい思いを、間違っただけで施設職員や児童相談所で発散している場合が多々見受けられるからである。

東京家庭裁判所では、2004年から「保護者の会」を定期的実施している。「保護者の監護意欲を回復し、親子の意志疎通を円滑にする具体的に技法を伝えるため、グループワークを活用」<sup>(14)</sup>している。

『近年「家族グループ会議」とよばれる実践が、効果的な参加型ソーシャルワーク実践として注目を集めている』『拡大家族（祖父母，親戚）などを含めて会議を開き、参加者のみで問題解決策について意志決定していくのである。』<sup>(15)</sup>これは後述の家族療法的かかわりの技法である。

拡大家族で一つのテーマについて取り組み、やり遂げるには家族の協力が必要であることに気づくのである。その気づきが機能不全に陥っている家族関係を前進させる。

松江家庭裁判所では、働きかけの対象となる保護者の具体像を次の4タイプに整理し、具体的な援助方法を研究した。

- ① 回復型：非行時や捜査段階に緊迫感や危機感があり、非行を契機として家庭内で話し合いが行われ、周囲の援助を得て問題の整理が行われ、少年も保護者も安定を得て、少年が立ち直っている場合である。
- ② 自信喪失型：非行時や捜査段階で保護者の緊迫感や危機感が大きく、その解決のために少年、保護者あるいは周囲に動きが見られるものの問題を整理しきれず、不安や焦燥感が持ち越され監護に自信を

失っている場合である。

- ③ 責任感希薄型：少年も保護者も罪意識が希薄であり、捜査段階を過ぎると事件が終わったと安易にとらえて緊迫感がなく、保護者も少年を放任している場合である。

- ④ 問題増幅型：非行時や捜査段階で見られた家庭の問題がそのまま持ち越されたり、更に問題が増幅して要保護性が高いため、保護処分が付する場合である。

上述の松江家庭裁判所の研究では、②自信喪失型と③責任感希薄型に、「保護者会」が有効であるとしている。<sup>(16)</sup>

親は調査官に対して「一生非行を繰り返すわけではない。時間が解決する」と意地を張ったり、また「親は間違っていない」と頑なになったりして、親に対して少年が心を開いていないことに気づかないこともある。しかし、保護者の話をじっくり聴くと、「子どもとうまくいかない寂しさ」が出てきたり、実は、自信がない場合も少なくない。筆者が接した親の1人は「おれの子どもだから分かってくれる」と言ったが、子育ての中での大きな課題は、親と子の思いがズレることから発しているのである。神戸のA少年事件（神戸家庭裁判所が1997年10月17日の事件を少年犯罪として認定した）の親子のズレは大きく、医療少年院を仮退院する時点で、いまだ母親とのミズは埋められていなかった。以上のように子育て中の親には、子どもの気持ち（ニーズ）に気づき、寄り添って共感する感性が求められている。後から取り返すことは非常に困難だからである。

保護者の会のねらいは「少年の家族を理解する視点として、家族全体を一つのまとまりとして見て、非行が起こった原因が少年のせいとか、親のせいというように悪者探しをす

るのではなく、円滑的な因果関係にあると考え、親子のコミュニケーションを円滑にして、保護者が自信をもって少年と向き合う意欲を回復させることをねらいとしている。」

『周囲から「親の責任」と非難されて苦悩している。実務では、このような保護者の気持ちに配慮すると、その家族のもつ健全な面が見えてくる。保護者を支えるほうが少年の立ち直りに有効であると改めて実感する。』<sup>(17)</sup>のである。

筆者は児童自立支援施設で家族療法の応用を実践した。

家族療法は心理治療の一つであり、この治療は「子どもの問題行動」を、機能不全に陥っている家族を代表してシグナルを発している状態と捉えることから始まる。

治療者は家族が機能するように手助けをする。その結果、家族機能が改善し子どもの問題が消失するという心理治療である。筆者は児童自立支援施設の中でこの治療法の応用として親育てに活用した。具体的には定期的に父母に語りかけることにより家族機能の活性化を図ったのである。それは上述のように「保護者を支えることが少年の立ち直りに有効」だからである。

児童自立支援施設では、1ヶ月に1回、家族の面会を設定している。しかし、せっかくの面会が短時間で終わってしまうというケースがよく見られた。親子関係にミゾが出来てしまっていたからである。さらに親はこれまで子どもが反抗し問題行動を起こす度に、悩み苦しんで来たのである。このような親に対して、面会時には夫婦職員のどちらかが親子の間に入り、家族の会話を助け、子どもの長所や学園生活で頑張っている様子を多く伝える。面会の度にこうした働きかけを繰り返すことにより、親子関係と家族機能が活性化してくる。

また、両親に対して、子どもを送迎する車中は子どもと会話をする良い機会であり、子どもとの関係を改善するチャンスであることを伝えた。

実際、病院への通院とか、児童相談所でプレーセラピーを受けるため同乗する機会があると、子どもも車中での会話を楽しみにする。こうしたことを保護者に話すと、ある母親は車の免許を取得し、親の生活姿勢が積極的になった。こうして子どもの気持ちも落ち着き、安定した生活をするようになると、親自身も変わってくるのである。

#### 親が子育ての自信を回復した事例：2（中学3年生女子）

この事例は非行仲間との関係が改善しないので仲間と距離を取ることと、高校進学を希望して中学3年の7月に入園した。筆者のいた児童自立支援施設は全国に先駆けて義務教育を導入（児童福祉法では平成9年までは義務教育に準ずる教育が実施されていた。具体的には施設の職員が、授業を担当する形態が可能だった）し、また県単独事業として、昭和54年から高校通学制度を導入していた。この事例はその制度を利用したのである。児童自身、非行仲間と交際しているが、将来に不安を持っていたし、親も子育てに対し自信のなさが伺えた。（前述の松江家庭裁判所、保護者②にあたる）こうしたことから親・子、共に、施設利用して立ち直りたいという気持ちに傾いていた。

本児は姉をライバル視しながら、心の中では助けを求めていた。両親に自分の方を向いてほしいという欲求が強かったようである。

このケースでは、親は過去に子どもを叩いたことがあるが、しつけの範疇と考えて

いた。しかし、子どもには苦痛なことであった。また、親は無意識に姉と比較をしていたが、子どもはそうした思いを、非行行動という形で表出させて親を試していた。まさに「問題行動はシグナルであり」、問題行動を起こした時期が指導の機会なのである。

入園後は、周囲の子どもたちから良い影響を受け、前向きに行動した。そして親は夫婦職員が子どもたちと共に生活している様子から、子育てと子どもとのかかわり方を再学習したのである。

そうした中で子どもも落ち着き、親も変わっていった。

本児の基礎学力が高かったこともあり、県立高校に合格し、しばらくは学園から通学した。

その後、家に帰り遠距離通学を始めたが、旧友との関係が復活しかけたことを危惧した両親は高校の近くに転居を決心し実行した。

(後述インタビューの項参照)

このような家族の気持ち、本児を通じて「自分の事を考えてもらっている」と実感出来るようになってきたのである。

親が変わり、子どもが変わり念願の高校を卒業し、その後も安定して就労している。このように家族がそれぞれの役割を果たすようになるためには、長い時間が必要である。

#### 家族の協力が得られた事例

(親の変容・施設退所後の振り返りインタビュー)

2007(平成19)年夏、寮母：インタビュー(入園前の見学時のこと)

○父親：ああここでやっておられるんだなあと思って。あの時、先生か

ら丁寧に説明していただいてね。ああ、ここならと思えるようになったんですね。先生にここで住み込んでやってもらえるということ。

○寮母：夫婦するのはしんどいけれど、他の先生もいはるけど、自分たちの24時間、ここで一緒に生活していこうという風に、子どもと接することが、子どもたちを本当に安心させるし。

伝える人が夫婦やから同じですわね。

○父親：先生にお願いしたことが、そのまま寮母さんに分かっていただけという、自分は、すぐにそういうふうにとれましたね。

家庭の雰囲気が少しあって、学校に行き、帰ってくれば家庭の雰囲気がある。実家と別れてやっていきたい子は、あれでよかったなあ、心から思ってますね。

○父親：子どもは、変わってきましたよ。今までは家の中で話しが出来なかったが、出来るようになっていった。

○寮母：聞いてもらいたいという気持ちに、なってきたわけやな。

○父親：それが一番、大きな変化なんですね。

(施設の生活：子どもの気持ち)

○A子：そうやなあ。学習してたんかなあ。まあ、はっきり、その実感としては、そうやねんとは言えへんわ。先生とかには、結構甘えてたし。たぶん。

○寮母：うんうん。

○A子：父親とか母親にもそうやって甘えていこう。自分を出していったらいいんやとか、そういうのを知らんうちに学んでたかもしれへん。

○A子：そういう環境に自分が置かれてさあ、しゃべって、それを聞いてもらって、まあ受け止めてもらったり、まあ怒られたり、そのなかで自然に身に付いていくというか、自分を出すというか。

自分の思ってることを言葉にして伝えとか、そういうことをそれまで、ちょっと。

親と口聞いたら、口が減るぐらの感覚でいるわけやんか。

○A子：たぶん先生には甘えてたような気がするけど、うん。なんかほら、お父さんのやった、すごく。そんな別に家でもそやわな。細かいことを言うのは、やっぱり母親や。

(実家に帰るが旧友との付き合いが、再び始まる心配が出てきたので転居を決めた)

○A子：高校に行くのに、引っ越しとかさあ、ああいうようなことを、私は全然そんなことを聞かされないうちに話は進んで行くわけやんか。別に「ああ、そうなんや」って感じやったけど、そんだけの決断を下すのって、うちの親にしても大きいことやんか、やっぱり。

お姉ちゃんだっているしさあ。

○寮母：うんうん、そやね。

○A子：でも、家族でそうやって支えてあげてほしいということをそん

だけ言うてくれはったことやろうから。(退所後、アフターケアとして両親に助言したこと)、後から思うとそういうところへんのことは大きいなってああ、すごいありがたいなっていうのは、後からやで。その時は、やっぱりわからへんっていうかな。

### 学園に入園中に母親が失踪し、家庭崩壊した事例：3

子どもの育て直しには家族の協力が必要であり、親も親としての育ちが必要である。施設に子どもを預け、子どもが立ち直れば引き取るという親の姿勢が、時々見られるが、親の後押し無くしては、子どもの立ち直りは望めない。

問題を起こす子どもたちの多くは、心が満たされていないので、温かい家庭に憧れ、言葉巧みに言い寄られるとその温かさや幸せを求め、簡単に異性と関係する。そして結果的に子どもを出産し、さらに不幸へとつながっていくことになる。

退園後、手紙をもらった。

「私は元気です。昨年1月に子どもを出産しました。体重2168グラムの男の子を産みました。自分で救急車を呼んで病院へ行きました。未熟児だったけども、もうすぐ満1歳の誕生日がきます。

母子家庭への出産祝い金(30万円と少し)を入院している間に、誰かに手続きを勝手にされ持っていかれ、それに病院代も保険がきかなくて、(国民保険に入ってなかった)百万円近くになって、それも払えないままで……。その前にサラ金にだまされたし、私の腹の中の子どものことを聞いてから……。相手の男性は家になくなり、

奥さんも子どももおって、名前もうそやっ  
て、服も全部なくなっていた。(18) という内  
容の手紙であった。

この事例のように、多くの子どもたちは  
親を乗り越えることが難しく、親と同じこ  
とを繰り返してしまう。子どもの価値観を  
変容させることは非常に難しい、しかし、  
1年、2年とかけて夫婦職員と共に生活し  
たことは、彼女の心のよりどころとして確  
実に残っているのである。

彼女は折に触れて、困った時や聞いてほ  
しいことが起こると手紙で知らせてくる。  
そして思い直して再び生活していくのであ  
る。

このような事例では共に生活した当時  
に見せていたエネルギーで、力強く生きてい  
くように祈るのみである。

### おわりに

児童自立支援施設での生活で大切なことは、  
この年代に必要な体験をすることと、もう一  
つは、共に生活する中で得た職員との人間関  
係である。この関係は社会に出ても子ども  
たちの良き相談相手として続いていく。そ  
の関係があるからこそ、退園後の見守りにつ  
ながって行くのである。そうした退園後の長  
い関係がこの子らの立ち直りには必要である。  
北海道家庭学校（留岡幸助が1899年私立の感  
化院家庭学校設立：現在、北海道遠軽にある  
児童自立支援施設）は、退所後10年のアフ  
ター・ケアが必要と言っている。

予後10年とは、13歳から15歳で入所した子  
どもが23歳から25歳になるまで続く。これは、  
長期間のアフター・ケアであるが、育て直し  
にはそのくらいの長い時間とエネルギーが必  
要なのである。そのためには在園中の深い人  
間関係の構築が条件となる。

子育てにおいては、親子の気持ちのズレが  
生じるものである。それは、まさに子育ての  
問題は子どもと親の関係性の問題であると言  
える。親はそのズレに早期に気づく感性が求  
められ、児童自立支援施設における「児童の  
育て直し」には寮長・寮母との信頼関係構築  
が最大の課題となってくる。

### 引用文献

- (1)(2)(3)(4)(5)(6)(7)(8) 藤川洋子 『少年犯罪の  
深層』 一家裁調査官の視点から— 筑摩  
書房（ちくま新書） 2007
- (9) 全国の児童自立支援施設数 58 うち小  
舎夫婦制のみ21施設  
（一部他形態＋夫婦制を含めると23施設）  
全国児童自立支援施設協議会調べ  
『全国児童自立支援施設運営実態調査』  
2004年現在
- (10) 打田信彦「児童福祉施設での仕事 —子  
どもの育ちについて—」  
京都市児童福祉センター紀要 第3号  
107—109 1994
- (11) 小田島好信「児童自立支援施設における  
福祉教育の可能性について」  
全国児童自立支援施設協議会編『非行問題』  
NO212 6—20 2006
- (12)(13)(14)(15)(16)(17)河野郁江「少年非行と家族支援」  
『社会福祉研究』  
（財）鉄道弘済会 2007. 4
- (15) 伊藤富士江「少年司法における家族グ  
ループ会議」  
『社会福祉学』第45巻第1号 NO.71 日  
本社会福祉学会2004. 7
- (18) 打田信彦「問題を起こす子ども達の取り  
組みについて」  
滋賀県中央・彦根児童相談所紀要10号43—  
44 1998